

No.	推進方針	取組	取組内容	令和6年度進捗状況	令和6年度 実施内容 (進捗状況が「2 一部実施」、「3 不実施」、「4 検討中」は、理由、検討状況を記入する)	令和7年度進捗状況 (回答時点)	令和7年度 実施内容 (進捗状況が「2 一部実施予定」、「3 不実施予定」、「4 検討予定」は、理由、検討状況を記入する)	担当室課
1	1	市民向けの手話講座	基礎的な手話技能を身に付けた方を養成するとともに、聴覚障がい者に対する理解と関心を深めることを目的として、毎年手話講習会を開催しています。今後、定員を増やすなどの対応を検討していきます。	1 実施	・手話講習会を開催（入門コース・会話コース） ・入門コースの定員増を検討。	1 実施予定	・手話講習会を開催（入門コース・会話コース） ・入門コースの定員増実施。	障がい福祉室
2	1	動画配信チャンネルで手話の啓発動画を配信	吹田市イメージキャラクターすいたんと職員による手話啓発動画を令和6年（2024年）2月から継続的に配信しています。今後は、より多くの方に視聴いただけるよう、コンテンツを工夫していきます。	1 実施	「すいたん手話トライ」の動画を7回作成し、YouTubeや市公式ウェブサイトで配信。	4 検討予定	市内大学の手話サークルや聴力障害者協会、市職員等の人材確保、手話に関する動画の案を検討。 学生からの新たなアイデアを募る。	障がい福祉室
3	1	市職員向け手話研修の実施	市職員が市民への対応などで手話を活用できるよう、新規採用職員や窓口職場の職員を対象とした手話研修を実施しています。今後は、対面研修に加え、新たに動画研修を実施するなど、職員が手話を学ぶ機会を増やします。	1 実施	・新規採用職員前期研修を実施 ・窓口職場を対象とした集合研修実施 ・通年閲覧が可能な研修動画を全庁公開フォルダに掲載	1 実施予定	・新規採用職員前期研修を実施 ・窓口職場を対象とした集合研修を実施 ・通年閲覧が可能な研修動画を全庁公開フォルダに掲載	人事室
4	1	市内大学の手話サークルと連携した取組	大学の手話サークルと連携してイベントステージでの手話の普及・啓発などを行っています。今後は、大学生の新しい視点やアイデアを取り入れ、取組を広げていきます。	1 実施	・大和大学手話サークルと共に9月にガンバ大阪イベント、12月に障がい者週間のイベントで手話の普及・啓発などを実施。 ・学生のアイデアで手話のクイズを実施	1 実施予定	・イベント等の実施に合わせて大学と連携して手話の普及・啓発などに取り組む。 ・学生からの新たなアイデアを募る。	障がい福祉室
5	1	市報やパンフレット・ポスターを用いた啓発	条例の施行に合わせて、パンフレットとポスターを作成しています。パンフレットは市内の小・中学校や大学等へ配付し、ポスターは公共施設への掲示の他、阪急電車内にも掲示しました。今後は、市報に手話に関する記事を掲載するなど、より幅広い啓発に努めます。	1 実施	手話であいさつポスターを約100枚各部署に配布。	1 実施予定	9月23日手話言語国際デーにあわせてメイシアター、本庁西玄関にてブルーライトアップを実施し、SNSにも配信予定。 今後は指定管理者にもポスターを配布予定。	障がい福祉室
6	1	公共施設のデジタルサイネージ等を活用した、手話への理解促進	本庁舎のデジタルサイネージを活用して、条例施行の周知を行いました。今後は、他の公共施設に設置しているものも含め、デジタルサイネージを活用した啓発に努めます。	1 実施	本庁舎のデジタルサイネージを活用し、「手話であいさつしよう！」のポスターを周知。	1 実施予定	本庁舎のデジタルサイネージを活用して、「手話を覚えてみよう！」のポスターで手話の普及・啓発を行う。 9月の手話言語国際デー・国際ろう者週間もデジタルサイネージを活用し周知する。	障がい福祉室
7	1	学校や未就学施設における子供が手話に接する機会の提供	学校や未就学施設において手話への理解を促進するため、授業や保育の中で子供が手話に接する機会の提供に努めています。今後、それぞれの学校や施設での実態把握に努め、取組の広がりを支援します。	1 実施	教科書に手話の内容が掲載されており、全ての児童生徒に手話言語についての学習を保障。また、カリキュラムマネジメントのもと総合的な学習で各校で取り組んでいる。府への教育課程に関する提出資料作成の際に各校から報告を受け、10月の教育課程ヒアリングで取組状況を把握。	1 実施予定	教科書に手話の内容が掲載されており、全ての児童生徒に手話言語についての学習を保障しています。また、カリキュラムマネジメントのもと総合的な学習で各校で取り組んでいる。府への教育課程に関する提出資料作成の際に各校から報告を受け、10月の教育課程ヒアリングで取組状況を把握予定。	学校教育室 保育幼稚園課

No.	推進方針	取組	取組内容	令和6年度進捗状況	令和6年度 実施内容 (進捗状況が「2 一部実施」、「3 不実施」、「4 検討中」は、理由、検討状況を記入する)	令和7年度進捗状況 (回答時点)	令和7年度 実施内容 (進捗状況が「2 一部実施予定」、「3 不実施予定」、「4 検討予定」は、理由、検討状況を記入する)	担当室課
8	1	手話サロン、手話サークルなどの情報収集や紹介、活動促進への協力	手話講習会を修了された方の継続的な学びの場や手話に触れる機会の場として、手話サロンや手話サークルの情報を収集し、情報提供を行います。また、団体が活動しやすいような環境づくりに努めます。 【期限：令和7年12月】	3 不実施	なし	1 実施予定	情報を収集、随時ホームページで周知する。	障がい福祉室
9	2	市窓口で筆談可能であることを示す掲示物の設置及び筆談マニュアルの常備	聞こえない人、聞こえにくい人への配慮を表す「耳マーク」を市の各窓口を設置しています。また、筆談のコツをまとめたマニュアルを職員向けに作成しています。今後、各窓口において、耳マークを分かりやすい場所へ設置するとともに、筆談マニュアルの常備を徹底します。	1 実施	【全庁横断的に行うこと】 耳のマーク（筆談します）・筆談ボードを窓口を設置。 「筆談のコツ」のしおりを市民向けのラックにて配布。	1 実施予定	【全庁横断的に行うこと】 耳のマーク（筆談します）・筆談ボードを窓口を設置。 「筆談のコツ」のしおりを市民向けのラックにて配布。	全室課
10	2	市窓口到手話通訳者を配置又は必要に応じ手配	市役所本庁舎及び総合福祉会館に手話通訳者を配置し、手話が必要な方が市の窓口に来られた際の手話通訳を行っています。	1 実施	障がい福祉室に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者が行う各種手続きの際に手話通訳を実施。	1 実施予定	障がい福祉室に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者が行う各種手続きの際に手話通訳を実施。	障がい福祉室
11	2	社会的用務の際に手話通訳者及び要約筆記者を派遣	公共機関での各種手続き、医療機関の受診など社会的用務での外出において必要が生じた場合に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行っています。今後は、これまで以上に幅広く派遣依頼への対応が可能となるよう体制強化を検討します。	1 実施	・聴覚障がい者からの要請に基づき手話通訳者・要約筆記者の派遣を実施。 ・他市事例等を研究し、本市において実施する場合の体制について検討。	1 実施予定	・聴覚障がい者からの要請に基づき手話通訳者・要約筆記者の派遣を実施。 ・引き続き実現に向けた検討を行う。	障がい福祉室
12	2	遠隔手話通訳サービス	手話通訳者の派遣が困難な場合に、タブレットやスマートフォン等のビデオ通話機能を利用して遠隔で手話通訳を行っています。	1 実施	遠隔手話通訳が実施できる体制を整備。	1 実施予定	利用者がいないため、別の手法における遠隔手話の実施についても検討。	障がい福祉室
13	2	NET119の実施	聴覚や発話の障がい等により音声通話が困難な方に、携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を用いて、簡単な画面操作で119番通報を行うことができるサービスを実施しています。今後、機会を捉えて広報活動を実施します。	1 実施	・令和6年度においては145人の方が登録されていますが、NET119を利用した通報はありませんでした。 ・市のホームページにて広報を実施	1 実施予定	・引続きサービスを実施。 ・市のホームページにて広報を実施	指令情報室
14	2	点訳版、音訳版の市広報誌の発行	視覚障がい者向けに「点字版市報すいた」と、CD（音楽用CD版・デジター版）で聞く「声の市報すいた」を作成し、希望者に配付しています。	1 実施	希望者に点字版市報すいた、声の市報すいた（CD版、デジター版）を送付。	1 実施予定	希望者に点字版市報すいた、声の市報すいた（CD版、デジター版）を送付。	広報課
15	2	市が発信する動画や市議会本会議放映システムでの字幕表示	聴覚障がい者が市政に関する情報を速やかに取得できるよう、市が発信する動画や市議会本会議放映システムに字幕をつけています。		【全庁横断的に行うこと】		【全庁横断的に行うこと】	全室課

No.	推進方針	取組	取組内容	令和6年度進捗状況	令和6年度 実施内容 (進捗状況が「2 一部実施」、「3 不実施」、「4 検討中」は、理由、検討状況を記入する)	令和7年度進捗状況 (回答時点)	令和7年度 実施内容 (進捗状況が「2 一部実施予定」、「3 不実施予定」、「4 検討予定」は、理由、検討状況を記入する)	担当室課
16	2	市立図書館での対面朗読の実施、点訳・音訳図書製作・貸出	視覚障がい者への支援として、対面朗読の実施や、点訳・音訳図書を製作して、貸出を行っています。	1 実施	対面朗読サービス220回 点訳図書製作数30 録音図書製作数75 点字図書貸出数110 録音図書貸出数1072	1 実施予定	対面朗読サービス、点訳図書製作、録音図書製作、点字図書貸出、録音図書貸出 ※数値については未確定	中央図書館
17	2	市公式ウェブサイトのリニューアルに伴うウェブアクセシビリティの向上	令和4年(2022年)10月に、年齢や障がいの有無に関係なく誰でも利用しやすいよう、市公式ウェブサイトをリニューアルしました。	1 実施	ホームページ作成において、マニュアルを提示することや相談を受けることでウェブアクセシビリティの向上を図った。	1 実施予定	引き続きホームページ作成において、マニュアルの共有やQA集の整備、相談を受けることでウェブアクセシビリティの向上を図る。	広報課
18	2	市のイベント・会議開催時に手話通訳者や要約筆記者を必要に応じ手配	市が主催するイベントや会議において、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を配置しています。 今後は、イベント・会議を開催するにあたって、障がい者への必要な配慮を整理し、庁内での意識の統一を図っていきます。	2 一部実施	【全庁横断的に行うこと】 イベント・会議を開催するにあたり、障がい者への必要な配慮を適切に行うことができるよう、合理的配慮チェックリストを作成。合理的配慮庁内推進会議にて、作成したチェックリストについて協議し、内容を更に充実。	1 実施予定	【全庁横断的に行うこと】 合理的庁内推進会議や吹田市グループウェアにて、合理的配慮チェックリストを定期的に活用するよう、周知・啓発を行うことで、庁内での意識の統一を図る。	全室課 障がい福祉室
19	2	市窓口での筆談ボードの配備	市の窓口で筆談ボードを配備し、筆談対応を実施しています。 今後は、全ての窓口への筆談ボードの配備を進めていきます。	1 実施	【全庁横断的に行うこと】 筆談ボードを障がい福祉室に設置。	1 実施予定	【全庁横断的に行うこと】 筆談ボードを障がい福祉室以外の窓口にも設置。	全室課 障がい福祉室
20	2	市のイベントでの筆談対応が可能なことを示す掲示物の設置	市が主催するイベントで必要に応じて筆談対応が可能なことを示す「耳マーク」や「筆談マーク」の設置をしています。 今後は、開催するイベントごとに設置の検討をするよう統一を図っていきます。	2 一部実施	【全庁横断的に行うこと】 取組について庁内に周知。	2 一部実施予定	【全庁横断的に行うこと】 取組について庁内に周知。	全室課 障がい福祉室
21	2	災害時・緊急時の情報伝達手段や避難所等での支援準備及び周知	災害時の情報伝達手段や避難所での支援体制を整備し、周知することで、障がい者が災害時にも安心して避難所を利用できるようにします。【期限：令和7年12月】	2 一部実施	コミュニケーションボードについて、指定避難所125ヶ所のうち、54か所(小中学校)分の物品手配を完了した。	2 一部実施予定	コミュニケーションボードについて、 ・指定避難所123ヶ所のうち、小中学校53か所は配備済み。 ・残りの指定避難所は、令和7年度中に配備予定。	危機管理室
21	2	災害時・緊急時の情報伝達手段や避難所等での支援準備及び周知	災害時の情報伝達手段や避難所での支援体制を整備し、周知することで、障がい者が災害時にも安心して避難所を利用できるようにします。【期限：令和7年12月】	1 実施	障がい福祉室災害時対応マニュアルで聴覚・視覚障がい者の特性に応じた支援のマニュアルを作成。	1 実施予定	障がい福祉室災害時対応マニュアルの改善や新たな防災グッズの導入について検討し、必要に応じてホームページ等で周知する。	障がい福祉室
22	2	より視認性を高めるため、市からの通知文書等のUDフォント使用の統一	市からの通知文書などには、誰にとっても見やすく、読みやすいUDフォント(ユニバーサルデザインフォント)を統一的に使用し、正しく情報が伝わるよう努めます。		【全庁横断的に行うこと】		【全庁横断的に行うこと】	全室課
23	2	市の発行物等におけるやさしい日本語の使用	市の発行物等にはやさしい日本語を使用することで、分かりやすく、伝わりやすい表現に努めます。		【全庁横断的に行うこと】		【全庁横断的に行うこと】	全室課

No.	推進方針	取組	取組内容	令和6年度進捗状況	令和6年度 実施内容 (進捗状況が「2 一部実施」、「3 不実施」、「4 検討中」は、理由、検討状況を記入する)	令和7年度進捗状況 (回答時点)	令和7年度 実施内容 (進捗状況が「2 一部実施予定」、「3 不実施予定」、「4 検討予定」は、理由、検討状況を記入する)	担当室課
24	2	イラスト等を指さしするコミュニケーション支援ボードの市窓口への設置	イラスト等を指差しすることで意思疎通を図るコミュニケーション支援ボードを市の窓口を設置し、障がい者の情報取得とコミュニケーションの充実を図ります。 【期限：令和7年12月】	1 実施	【全庁横断的に行うこと】 取組について庁内に周知。障がい福祉室でひな型となるコミュニケーション支援ボードを作成。	1 実施予定	【全庁横断的に行うこと】 障がい福祉室等の窓口コミュニケーション支援ボードを利用しやすいように設置する。	全室課 障がい福祉室
25	2	音声を文字化するICTやAIなどのデジタル技術の活用	ICTやAIなどのデジタル技術が急速に普及している現状を踏まえ、音声を文字化する機器の導入や、遠隔手話のさらなる活用など、デジタル技術を活用したコミュニケーション手段の充実を図ります。 【期限：令和8年8月】	2 一部実施	令和6年4月に策定した「吹田市デジタル政策」において、属性の違いにかかわらずすべての人がデジタルサービスを利用できるように目指すことを重要なビジョンの一つとして挙げており、各室課におけるDX推進の施策の立案にあたって意識するよう周知。	2 一部実施予定	引き続き左記ビジョンの実現に向け、先進事例の調査研究を進めるとともに、ICT相談などを通じて、各室課の取組におけるデジタル技術の活用について助言を行う。	デジタル政策室
25	2	音声を文字化するICTやAIなどのデジタル技術の活用	ICTやAIなどのデジタル技術が急速に普及している現状を踏まえ、音声を文字化する機器の導入や、遠隔手話のさらなる活用など、デジタル技術を活用したコミュニケーション手段の充実を図ります。 【期限：令和8年8月】	3 不実施	なし	4 検討予定	音声を文字化するICTやAIなどのデジタル技術の活用している情報を収集する。	障がい福祉室
26	2	事業者等によるコミュニケーション手段の確保などへの支援	市での取組事例の紹介や啓発を行い、事業者等による多様なコミュニケーション手段の確保が進むように支援します。 【期限：令和8年8月】	1 実施	吹田商工会議所が会員向けに発行する会報誌において、令和6年4月から民間事業者による合理的配慮の提供が義務化された旨の記事を掲載（令和6年4月10日号）	1 実施予定	事業者向けメールマガジンや協議会等を活用し、市内事業者に対して各種制度等の情報提供及び周知を行う。	地域経済振興室
26	2	事業者等によるコミュニケーション手段の確保などへの支援	市での取組事例の紹介や啓発を行い、事業者等による多様なコミュニケーション手段の確保が進むように支援します。 【期限：令和8年8月】	4 検討中	市のコミュニケーション手段の整備内容を整理し、事業者等への協力依頼を検討。	2 一部実施予定	指定管理者及び施設管理運営委託業者に対して、合理的配慮チェックリストの配付を行う等、市と同様にコミュニケーション手段の整備を行うよう協力を依頼	障がい福祉室
27	2	市のイベントや会議開催時の必要な支援のチェックリスト化	市のイベントや会議開催時に、聴覚障がい者や視覚障がい者などへの必要な支援をあらかじめチェックリスト化して共有することで、庁内での統一的な運用を図ります。 【期限：令和7年3月】	2 一部実施	イベント・会議を開催するにあたり、障がい者への必要な配慮を適切に行うことができるよう、合理的配慮チェックリストを作成。合理的配慮庁内推進会議にて、作成したチェックリストについて協議し、内容を充実。	1 実施予定	合理的庁内推進会議や吹田市グループウェアにて、合理的配慮チェックリストを定期的に活用するよう、周知・啓発を行うことで、庁内での統一的な運用を図る。	障がい福祉室
28	2	指定管理者及び市の委託事業者における必要なコミュニケーション手段の確保	指定管理者や委託事業者も、市と同様に多様なコミュニケーション手段を整備するよう働きかけを行います。また、指定管理者や民間企業へ委託する際には、視覚障がい者や聴覚障がい者へ必要対応をするよう、ガイドライン化することや、必要な予算の計上を検討します。 【期限：令和7年12月】	4 検討中	【全庁横断的に行うこと】 市のコミュニケーション手段を整備内容を整理し、事業者等への協力依頼の検討。	1 実施予定	【全庁横断的に行うこと】 指定管理者及び施設管理運営委託業者に対して、合理的配慮チェックリストの配付を行う等、市と同様にコミュニケーション手段の整備を行うよう協力を依頼。	全室課 障がい福祉室
29	3	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修	病院での手話通訳など、専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者を養成するための講座を、大阪府と府内中核市が共同で開催しています。	1 実施	負担金を支出し、大阪府と府内中核市との共同開催による意思疎通支援者の養成を実施。	1 実施予定	負担金を支出し、共同開催による意思疎通支援者の養成を実施。講座の開催についてホームページでも周知。	障がい福祉室

No.	推進方針	取組	取組内容	令和6年度進捗状況	令和6年度 実施内容 (進捗状況が「2 一部実施」、「3 不実施」、「4 検討中」は、理由、検討状況を記入する)	令和7年度進捗状況 (回答時点)	令和7年度 実施内容 (進捗状況が「2 一部実施予定」、「3 不実施予定」、「4 検討予定」は、理由、検討状況を記入する)	担当室課
30	3	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣	公共機関での各種手続きや医療機関の受診など社会的用務に限り、専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者を派遣していません。	1 実施	負担金を支出し、大阪府と府内中核市との共同開催による意思疎通支援者の派遣を実施。	1 実施予定	負担金を支出し、大阪府と府内中核市との共同開催による意思疎通支援者の派遣を実施。	障がい福祉室
31	3	よりレベルの高い市民向け手話講座の開催	現行の手話講習会とは別に、さらにスキルアップを目指すための講座を新たに創設するなど、より専門性の高いコミュニケーション支援者の育成に向けた取組を進めていきます。【期限：令和8年8月】	4 検討中	手話講習会（ステップアップ手話講座）実施に向けて検討	1 実施予定	手話講習会（ステップアップ手話講座）を開講	障がい福祉室
32	3	手話通訳者が配置されている医療機関リスト等の提供	手話通訳者が配置されている医療機関をリスト化して市公式ウェブサイト公開するなど、医療機関における専門的な手話通訳者を必要とする方への情報提供に努めます。【期限：令和7年3月】	2 一部実施	手話に限らず、障がい者に配慮した医療機関について、厚生労働省作成のサイトへのURLを市公式ウェブサイト公開。	1 実施予定	引き続き市公式ウェブサイトにて公開。	障がい福祉室
33	3	遠隔手話などICT技術の活用	民間事業者が提供する遠隔手話サービスを利用するなどICT技術を活用して、専門的な手話通訳者の確保に努めます。【期限：令和7年12月】	4 検討中	民間事業者が提供する遠隔手話サービスについて研究し、本市における実施の可能性について検討した。	1 実施予定	引き続き民間事業者が提供する遠隔手話サービスについて、本市における実施の可能性を検討。	障がい福祉室